

富士見市立みずほ台小学校 いじめ防止基本方針

改訂年月日:令和6年3月

本校の子どもたちは、あたたかな家庭や地域社会、学校生活の中で人とのかかわり 方を学びながら健やかに成長しています。

一方で、いじめが背景とされる中学生自殺事案の報道以降、いじめ問題が社会問題化するなか、国においていじめ防止等のための対策に関し、基本理念や関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に試行され、9月28日公布されました。この法律は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるために、県・市・学校が行うべきことをそれぞれ定めています。そのなかで学校は、県・市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめ問題の行動指針となる「いじめ防止基本方針」を全職員共通理解のもと作成することが義務づけられました。また、本市においても今年度、いじめ防止等に取り組むため「富士見市いじめ防止条例」を制定されました。これを受け本校では、「みずほ台小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校では、いじめはどこの学級や集団、どの子どもにも起こりうる問題であるという認識をもち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、いじめの芽は小さいうちに摘み、いじめを発見したときには組織全体で関わってまいります。

今回策定した「みずほ台小学校いじめ防止基本方針」は、主にいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応に対しての行動指針からなっています。本校職員は、この指針にのっとって日々の教育活動のなかで、いじめの防止をめざしていくとともに、教師自らの言動を見直し、いじめは絶対に許さないという姿勢を児童に示し続けます。そして、子どもたちが安心して生活して、学ぶことができる学校をめざし、教職員一同全力を尽くしてまいります。

富士見市立みずほ台小学校

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・ 心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、 地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する ことを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり する
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられ たりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる (文部科学省:児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)のための対策に関する基本的な方針を定める。

(いじめ防止対策推進法 第13条)

(1) いじめの防止に関する取組

○基本となる考え方

- ・すべての児童がいじめの当事者になりえるという認識のもと、全児童を対象とする。
- ・教師は、「いじめは絶対に許さない」という基本理念を根本とし、 いじめを生み出さない学校風土の醸成に努める。
- ・教師は、規律ある学習環境を構築し、児童の自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等様々な手法を用いた授業や、本校の伝統的な活動(縦割り活動)を通して、児童間、児童教師間における共感的な人間関係づくりに努める。
- ・いじめ防止には保護者の担う役割が非常に大きいことから、学校 がコーディネーターとなり、保護者間のネットワークづくりを進 める。

ア 道徳教育の充実について【第15条第1項】

- ・全体計画の下、計画的、継続的、効果的な実践のため、指導方法の工夫改善や、資料の 研究開発に努め、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- ・道徳の時間を要として、各教科・領域、生徒指導や人権教育等との関連を図りつつ、学校 の教育活動全体を通じて推進し、社会性や規範意識、豊かな心を育む。
- ・道徳の授業を積極的に公開するとともに、授業の実施や教材の開発などに保護者や地域人 材の参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

イ 体験活動の充実について【第15条第1項】

- ・学校の教育目標の実現を目指し、特色ある学校づくりとの関連を踏まえ、地域や学校、 児童の実態や特性を生かした学校としての目標、育てようとする資質や能力、内容を 全体計画に位置付け、具現化のための共通理解を図る。
- ・各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、学年間の指導との関連を図り、 校内学習環境の整備、家庭や地域社会との連携、社会教育施設等の活用や様々な人々 との触れ合いなど、体験的な活動の場を計画的に設定する。

ウ 児童が主体的に行う活動及び支援について【第15条第2項】

- ・学校行事、児童会活動や縦割り活動、いじめ撲滅強化月間の取組、人権作文や人権メッセージの作成、「いじめのない学校づくり子ども宣言」の活用等を通して、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、児童一人一人に目標をもたせ、主体的に活動する場等を意図的、計画的に設けるとともに、信頼関係や好ましい人間関係が醸成できるようにする。
- ・話し合い活動等を通して、よりよい生活づくりに参画しようとする自主的、実践的な態度 の育成を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、児童一人一人が認められ、良い 点が発揮できる学級づくりに努める。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について【第15条第2項】

- ・学校の教育活動全体を通じて、いじめ問題啓発資料等を活用して児童の発達段階に応じて、いじめ問題を正しく理解し、解決に向けて主体的に活動できる児童の育成に努める。
- ・いじめ防止教室の開催や、児童会等によるいじめ防止を目的とした自主的、主体的な取組を計画的に進め、常にいじめ防止に対する児童の意識の継続化を図る。
- ・いじめ防止には学校、家庭及び地域、関係機関が連携して取り組む必要があるため、 学校のいじめ防止の取組について家庭、地域の人々の理解を図るとともに啓発に努める。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について【第15条第2項】

- ・学校だより、学校公開、懇談会等を通じて、児童の状況、いじめ防止に向けた学校の取組や家庭、地域等との連携の在り方について情報発信に努める。
- ・学校が保護者、地域等からの情報収集に努めるとともに、日常の相談活動や定期相談等 を組織的・計画的に行い、保護者が相談しやすい雰囲気の醸成に努める。
- ・保護者、地域住民、警察と連携していじめ防止に関する取組を計画、実践することで、 いじめ・非行防止のネットワークを形成する。

カ 計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

- ・いじめ防止に向けた教職員の資質向上を図るため、児童理解と生徒指導、教育相談、カウンセリング等の理論と技法を身に付ける校内研修を計画的、継続的に実施する。
- ・いじめ問題への組織的対応や心理、福祉等に関する専門的知識を有する指導者を積極的 に招聘し研修を実施するとともに、必要に応じて教職員を外部の研修にあたらせる。
- ・児童理解を深める研修や事例研究、体験研修を行うなどして、継続的にいじめ防止に関する実践的指導力の向上に努める。

ク インターネットによるいじめへの対応について【第19条第1項】

- ・児童のインターネット等の利用状況の実態把握と指導にあたるとともに、機器の使用、 情報の活用、情報モラルの育成等の情報教育を計画的・継続的に実施する。
- ・児童が随時相談できる校内体制を整備するとともに、外部の関係機関と連携し、必要な 措置が講じられるようにする。
- ・児童の利用の現状や情報モラルについて保護者に情報提供するとともに、必要な措置を 講じていくよう啓発活動に努める。

(2) いじめの早期発見に関する取組

- ○基本となる考え方
 - ・児童間のふざけなど、些細な兆候であっても「いじめではないか」 との疑いを持って、軽視せず積極的に認知する。
 - ・教師は、日頃から進んで児童と関わり、信頼関係の構築に努める。 また、「助けてほしい」という信号を見逃さないように、児童の様 子や変容を細かく観察する。
 - ・定期的に生活アンケートを実施する。
 - ・「彩の国生徒指導ハンドブックNew I's」に記載されている「いじめチェックポイント」を活用し、早期発見、早期対応のための体制づくりを進める。

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・いじめに関する児童実態調査、「いじめ発見チェックポイント」の実施(年3回)
- ・長期休業中の児童の生活調査(保護者対象、長期休業明け)
- ・学校生活に関するアンケート(保護者対象、2学期)
- ・教育に関する3つの達成目標「規律ある態度」効果の検証(1月)
- · 生徒指導委員会(毎月)
- ・日常的な見守りの実施、個人面談の実施(5月 11月)
- ・いじめ防止対策委員会(毎月)

イ 児童、保護者、教職員が相談できる体制整備について【第16条第2項・第3項】

- 校内生徒指導、教育相談体制の見直し、整備
- ・教職員のカウンセリング理論の習得や技法の向上
- ・地域調査、個別面談、教育相談(随時、児童、保護者)の実施
- ・市巡回相談の活用、教育相談室等関係機関との連携、保護者への啓発、情報提供
- ・国、県、民間団体との積極的な連携、活用

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【第16条第4項】

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え不安を除去し、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と 連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

(3) いじめへの対処に関する取組

- ○基本となる考え方
 - ・いじめられている児童の生命または身体の安全確保を最優先する。
 - ・いじめの情報や事実を担任一人で抱え込まず、学年、管理職等に すぐに報告し、組織として判断し、対処する。

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・教職員は児童、保護者、地域住民等からいじめに係る報告、相談を受けた場合、いじめ の事実の有無の確認を行うとともに、その結果を市教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、東入間警察署と 連携してこれに対処する。
- ・児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに東入間 警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について【第23条第2項】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童、保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、いじめの疑いがある行為にはいじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を守りつつ、早期に的確に対応する。
- ・発見、通報を受けた教職員は学校全体で情報を共有するようにする。組織でいじめの事 実の有無の確認を行い、その結果を校長が市教育委員会へ報告するとともに加害、被害 児童の保護者に連絡する。
 - ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の 協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った 児童等への指導とその保護者への助言について【第23条第3項】
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、徹底して守り 通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊 感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問(被害、加害とも。学級担任を中心に複数人数で対応)等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供するよう努める。
- ・いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、東入間警察等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景などにも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格形成に配慮する。
- ・当該児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮する。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのでは なく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。
- ・いじめた児童の保護者に対しては、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が 連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行って いく。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条第4項】

- ・いじめた児童に対して、孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、必要に 応じて特別の指導計画による指導や別室における指導を行い、いじめられた児童が落ち 着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめの状況に応じて、出席停止や警察との連携による措置等毅然とした対応をとる。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と 連携し、寄り添える体制をつくる。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、 いじめの情報を共有する措置について【第23条第5項】

- ・いじめられた児童、いじめた児童及び関係児童から事実関係の聴取を行い、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的 な助言を行っていく。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、東入間警察署等関係機関と連携して対処する。
- ・児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに東入間 警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 みずほ台小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

- (1) 構成員
- ○校長・教頭及び生徒指導委員会委員で構成する。
- ○個々の事案により学年主任、学級担任、教育心理・教育相談主任 等が参加する。
- ○必要に応じ、市教育委員会、市教育相談室、市子ども未来応援センター、近隣警察諸機関、児童相談所、スクールカウンセラー等が参加する。
- (2) 活動内容
- ○学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ○年間計画の作成・実施・検証・修正
- ○教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ○児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ○いじめの相談、通報の窓口、個別面談や相談窓口の集約
- ○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の 収集と記録、共有
- ○発見されたいじめ事案への対応
- ○重大事案への対応
- (3) 開催
 - ○月に一回開催する。
 - ○アンケートの実施・考察、教職員の研修、その他活動の必要に応 じて開催する。
- ○重大事案が発生した場合は、即時開催し対応にあたる。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または 財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<u>『生命、心身または財産に重大な被害』について</u>

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など (国のいじめの防止のための基本方針参酌)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を 欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して 欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等 や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあった場合は、いじめ 防止対策委員会は当該関係児童や在籍児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調 査を実施し、客観的な事実関係を速やかに把握する。
- ・児童の自殺が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・調査にあたっては、調査結果をいじめられた児童や保護者に提供する場合があること を調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ・情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し適切に行う。

(2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

・重大事態が発生した場合、校長は富士見市教育委員会を通じて富士見市長へ報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能 しているか、富士見市立みずほ台小学校いじめ防止対策委員会におい て検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

4月	・各学年、教科、分掌等における新年度いじめ防止基本方針に沿った取組等の確認
	・情報モラルアンケートの実施
	・学年集会等でいじめ防止・情報モラル等の啓発
	・保護者会等でいじめ問題・情報モラルの啓発
	・ 1 年生を迎える会
5 月	・いじめ防止対策委員会における情報交換
0)1	・縦割り活動
	MVC B 3 / 1 L 393
6月	・みずほハッピーワールドの取組
	・人権標語、人権作文の取組
	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・児童対象生活アンケート(いじめアンケート調査)実施
7月	・個人面談
	・「いじめのない会議」参加
	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・児童等及び保護者へ夏休みの過ごしかた等の指導
8月	・いじめ防止に向けた校内研修会
9月	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・児童対象生活アンケート(いじめアンケート調査)実施
10 月	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・運動会の取り組み
11月	・計画委員会によるいじめ撲滅取組
	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・児童対象生活アンケート(いじめアンケート調査)実施
12 月	・児童等及び保護者へ冬休みの過ごしかた等の指導
	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・個人面談
2月	・いじめ防止対策委員会における情報交換
	・児童対象生活アンケート(いじめアンケート調査)実施
3月	6年生を送る会
	・次年度に向けて、学年引き渡しの際の情報交換